議員提出議案第1号

福岡地区水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を次のとおり福岡地区水道企業団議会会議規則第13 条の規定により提出します。 令和6年8月27日

福岡地区水道企業団議会

議長平畑雅博様

福岡地区水道企業団議会議員

阿 部 真之助	大 原 弥寿男	大石 修二
高木 勝利	田中 しんすけ	山 田 ゆみこ
木村 てつあき	和田 あきひこ	関井 利夫
小池 弘基	神谷建一	堀 田 勉

理由

この規則案を提出したのは、議員の議会への欠席事由を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定を追加し、併せて、諸般の規定の整備を行う必要があるによる。

福岡地区水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則

福岡地区水道企業団議会会議規則(昭和48年福企議規則第1号)の一部を次のように改正する。 目次中

「第13章 補則(第105条)」

を

「第13章 公聴会及び参考人(第105条—第112条)

第14章 請願(第113条—第119条)

第15章 議員の派遣(第120条)

第16章 補則(第121条)」

に改める。

第2条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に 改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「出席議員2名以上から」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第9条第1項中「日曜日及び」を「企業団の」に改める。

第13条及び第16条中「そなえ」を「備え」に改める。

第 18 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第18条第2項中「承認」を「許可」に改める。

第19条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第28条中「点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「指示に従って、順次、投票する」に改める。

第30条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第36条第1項中「会議に付する事件は」の次に「、第115条に規定する場合を除き」を加え、「聞き」を「聴き」に改め、同条第4項中「まって」を「待って」に改める。

第46条第1項、第48条第1項及び第51条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第56条の見出しを「(質疑又は討論の終結)」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「若しくは討論 終結の動議又は質疑若しくは討論省略」を「又は討論終結」に改め、同項を同条第3項とする。

第61条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「取消し又は」を「取り消し、又は」に改める。

第62条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第73条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第76条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条中「とる」を「採る」に改める。

第82条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第83条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第87条中「外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用」を「コート、マフラー、傘の類を着用し、」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第93条中「すべて」を「全て」に改める。

第102条中「、印刷して」を削る。

第103条中「取消を」を「取消しを」に、「取消した」を「取り消した」に改める。

第13章中第105条を第121条とし、同章を第16章とする。

第12章の次に次の3章を加える。

第13章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第105条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする

案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第106条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否 を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

- 第107条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

- 第108条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

- 第109条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第110条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が 特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

- 第111条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 参考人については、前3条の規定を準用する。

(委員会への準用)

第112条 第105条から前条までの規定は、委員会について準用する。この場合において、第105条中「会議」とあるのは「委員会」と、「議決があったとき」とあるのは「議決があり、議長がこれを承認したとき」と、第107条第1項中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長から本人」とあるのは「議長を経て、本人」と、第108条第1項及び第3項中「議長」とあるのは「委員長」と、第109条中「議員」とあるのは「委員会」と、前条第1項中「会議」とあるのは「委員会」と、前条第1項中「会議」とあるのは「委員会」と、「議長は」とあるのは「委員会は、議長を経て」と読み替えるものとする。

第14章 請願

(請願書の記載事項等)

- 第113条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
- 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

- 5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。 (請願文書表の作成及び配付)
- 第114条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。
- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理 年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第115条 議長は、請願文書表の配付とともに、議長が特に必要があると認めるときは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(紹介議員の委員会出席)

- 第116条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。
- 2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

- 第117条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。
 - (1) 採択すべきもの
 - (2) 不採択とすべきもの
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。
- 3 採択すべきものと決定した請願で、企業長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びに その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければ ならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第118条 議長は、議会の採択した請願で、企業長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを 送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければ ならない。

(陳情書の処理)

第119条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理 するものとする。

第15章 議員の派遣

(議員の派遣)

- 第120条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、閉会中又は緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。
- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。